

註

- 註1 今村啓爾「霧ヶ丘遺跡の土壙群に関する考察」『霧ヶ丘』霧ヶ丘遺跡調査団 1973
- 註2 仙台市教育委員会「沼原A遺跡」『茂庭』1983
- 註3 仙台市教育委員会「山田上ノ台遺跡」1987
- 註4 仙台市教育委員会「下ノ内浦遺跡」『仙台市高速鉄道関係遺跡調査概報IV』1985
- 註5 仙台市教育委員会「下ノ内浦遺跡」1990
- 註6 宮城県教育委員会「小梁川遺跡」『七ヶ宿ダム関連遺跡発掘調査報告書III』1987
- 註7 川崎市教育委員会 村田文夫「おとし穴」『季刊考古学』創刊号 1983
- 註8 福島県郡山市教育委員会・助郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団『赤沼遺跡』1987
- 註9 福島県文化財調査報告書第196集『東北横断自動車道遺跡調査報告3 登戸遺跡』福島県教育委員会・助福島県文化センター 1988
- 註10 野中和夫「土壙」『川崎市高津区菅生水沢遺跡発掘調査報告書』川崎市 1982
- 註11 東京都埋蔵文化財センター『多摩ニュータウン遺跡』「No.27遺跡」1984
- 註12 鈴鹿八重子「ピット」『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告V. 鳴神・柿内戸遺跡』1982
- 註13 内山真澄「札幌S267・S268遺跡の土壙群－いわゆるTピットについて」『札幌市文化財調査報告書X IV』1977
- 註14 仙台市教育委員会 斎野裕彦「沼原・嶺山地区の層位関係と土壙・土壙群について」『茂庭』1983

3. 燃壁土坑

燃壁土坑とは土坑分類で言うA類を指しており、昭和63年度調査で19基、平成元年度調査で3基が確認されている。燃壁土坑の特徴としては、その名の示す通り、壁面や底面に被熱箇所が認められることである。またこの土坑は単独で立地することを重視し、別の遺構内部に炉やカマドなどの付属施設として構築されたと思われるものや、屋外炉、また単なる焼け面のみの遺構とは区別している。近年、以上のような特徴を持った土坑の検出が増えている中で、これらは一般に「焼土遺構」と呼称されている。しかしながらこれらの中には、堆積土中に焼土が混入するだけのものや、堀り方を持たない焼け面のみのものも多く含まれており、実際にそこで火を使用したかが不明確で、また炉との区別が不明確なものも含まれている。従ってここでは、土坑内において焼け面が残存することにより、何等かの焼成作業が行われたと判断でき、かつ土坑状を呈するものについて、「燃壁土坑」との名称を用いているが、他で検出されている焼け面を持つ土坑とあえて区別するものではないことを予め述べておく。

検出された焼壁土坑は表に示す通りであるが、これには焼け面が認められないが、底面直上に多量の炭化物を含んだ層があり、土坑内部において燃焼作業が行われたものと判断されたものも、焼け面をもつものとの比較の結果、焼壁土坑として扱うこととした。ここでは検出例の多かった昭和63年度調査の検出分について、立地、検出状況、重複、形態、規模、堆積土、焼け面、方向などの特徴を説明することを中心に、焼壁土坑を考えていくこととする。

(立地)

焼壁土坑は西区にのみ検出されており、検出数は19基で、これらが約15,000m²、標高差20m内の尾根上に分布している状況は決して密なあり方とは言えない。立地は東に緩斜面をもつ尾根上で、土坑は主としてこの東斜面に見られる。立地箇所の斜面傾斜は11~17°程だが、西斜面にあるSK16は23°、東斜面でも7区の凹地付近にあるSK9で26°という具合に、平坦部、或いは緩斜面部分のみの立地とは必ずしも言えず、逆に尾根上や東斜面下方の平場付近には見られない。

(検出状況と重複)

土坑の検出面としては大部分がV層上面で、10、12区に見られるSK18、22についてはⅢb層上面である。Ⅲb層自体の時期が不明確な以上、断言できないが、上層のⅡ層中においては近世、現代の遺物が見られるのに対し、Ⅲb層を含めた下層には古代より新しい時期の遺物が含まれないことから、Ⅱ層面下検出の土坑は少なくとも近世より以前に営まれていたものと判断できる。ちなみに同地区にあるSK19は陥し穴と考えられる土坑で、Ⅲb層上面で検出されている。他の遺構との重複は、遺跡密度が疎な為にほとんど見られなかったが、SK10がSK2に切られ、SK27がSK36を切るかたちで検出された。SK2は性格、時期共に不明な土坑で、SK10との関係も明確でないが、SK36は土坑分類でいうBⅡb類とされる陥し穴で、これは縄文期のものとみられることより、SK27はこの時期よりは新しいものである。

(形態、規模)

形態は検出面と底面ではそれほど差異の無いもので、最も多いのが円形、或いは不整円形の12基と半数以上を占め、次に橢円形6基、隅丸方形、不整方形各1基、削平の為プラン不明瞭なもの2基となっている。橢円形のものは長短軸長比率が0.6~0.8の間に取り、0.5を大きく越えるような長橢円形のものはない。但し、立地が斜面であることを考えるならば、橢円形としたものの中には、上層による搅乱などで土坑の斜面下方部が削平され、本来円形だったものがその姿を止どめていない可能性も考えられる。規模は現存値であるが、円形については直径が110~120cmのものが主体となっており、規模的にはわりと齊一性のとれたものと言える。その他にも直径70~80cm前後のものもあり、円形土坑の規模としてはこの2種類に分けることが可能であるが、厳密なものではない。

土坑内での焼成作業を考える上で重要な底面の状況を見ると、大半は平坦面を形成しており、幾つかについてはやや凹面となるものも見受けられる。底面傾斜は約半数がほぼ水平面のものの他、土坑周辺の斜面傾斜程ではないが、多少の傾斜面をもつものもあり、中にはSK9の17°と、周辺傾斜と大差ないものも見られる。壁面傾斜については、緩急様々で、また土坑内での箇所によっても異なり、そこに何等かの規則性を見出すことは出来なかった。

(堆積土)

土坑内堆積土は大別して上層中心に見られる自然流入土と、底面直上に見られる炭化物を主体とした層に分けられるが、後者については必ずしも焼壁土坑全てに見られるものではない。堆積層は多いもので5層程度で、かなり短調な堆積状況をみせる。

周辺土砂の自然流入とみられる各層中には、例外なく微細な炭化物が含まれているが、これが基本層のI、II層全体を通して見られるものであることから、必ずしも土坑内での焼成作業に伴うものとは限らない。また堆積土中に焼土粒を含むものが多く、これについては焼壁の一部が崩落層としてあることからも、自然流入とみられる。またこれらの層は埋め戻しなどによる人為堆積の特徴は見られない。

炭化物を主体とする層、或いはかなりの炭化物を包含する層については、明らかに土坑内の燃焼に伴うものとみられ、焼壁土坑と判断する要素の一つである。ほぼ炭化物によってのみ形成される層のみられるものは6基ある。炭化物層の層厚は2~5cmと土坑によって違いはあるが、ほぼ一定した層厚を見せる。また炭化物層は必ずしも底面直上に見られるものではない。SK38では炭化物を少量含む底面直上層の上に、焼け面らしきものがあり、SK39では5層に分層される中、3層中に炭化物を多く含むものとなっている。この2つの土坑が他の土坑の焼け面、炭化物層の在り方と異なることは、土坑構築時から燃焼までの間に、土砂の流入があつた可能性以外に、何等かの焼成施設である以上、複数の使用を想定することも可能である。またその場合、灰や炭化物はかき出されることも考えられるが、今回検出された焼壁土坑については、それらのプラン外への廃棄等の痕跡は認められなかった。

(焼け面)

焼け面は、壁面のみ焼けているもの、底面のみ焼けているもの、壁、底面とも焼けているものに分類できる。しかしこの分類は被熱箇所が小範囲なものが多いことに加えて、壁面などについては剥落も考えられることから、明確な分類は難しい。壁面の被熱箇所としてはほぼ全周しているものの他、斜面に向かって上方部分に見られるもの、小範囲で数箇所に残存するものが認められる。また底面は斜面下方部分や、小範囲にあるものが認められるが、底面全体が焼土化しているものはない。小範囲で複数箇所が焼土化しているものについては、当初から部分的なものであったのか、或いは後に何等かの作用で小範囲の残存でしかなくなつたのかは判然

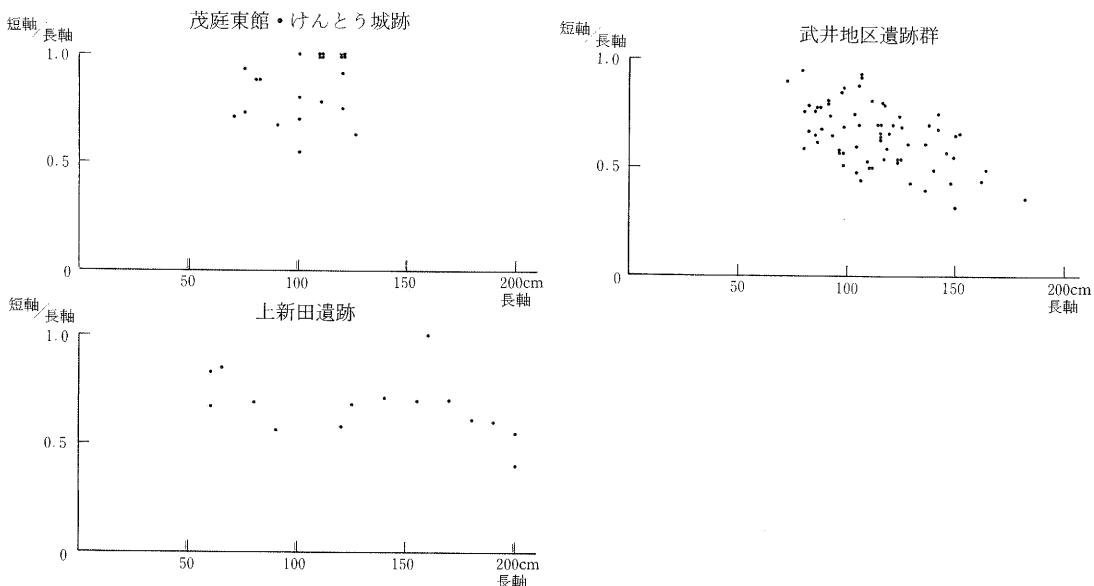
としない。

被熱箇所と炭化物層との関係を見てみると、全体的な傾向として、炭化物層の見られる土坑の焼け面は底面よりも壁面において顕著であることがわかる。焼土箇所と土坑の形態からみた比較では、円形や細長い橢円形との間に明確な違いはみられなかった。

(方向性)

焼壁土坑の立地が傾斜地であることから、作業容易な位置を土坑の下側と考え、長軸方向の明瞭な橢円形土坑について見てみたところ、明らかに長軸方向のわかる橢円形土坑10基のうち、9基までが傾斜方向に直交するものであった。

けんとう城跡で検出された焼壁土坑の特徴をまとめてみると、「立地としては傾斜地、平坦地を問わず見られ、円形を基本とし、その多くが底面直上に炭化物層を形成すると同時に、底面よりは壁面において焼土化が著しい土坑」と言うことができる。単に焼け面のある土坑という点で見てみると、東北地方では本県や福島県について多くの検出例があげられており、瀬峰町の大境山遺跡では小堅穴遺構の名称で報告すると共に、宮城県内で焼け面を持つ土坑の集成を行っている。これ以後においても、数遺跡で検出されており、現在まで44遺跡以上で、165基以上が確認されている。しかしこの数も、あくまで報告例からの判断によるもので、実際にはこれよりもかなり多くの検出がなされているものと考えられる。検出数の多い遺跡としては、瀬峰町大境山遺跡17基、色麻町上新田遺跡17基、河南町須恵糠塚遺跡15基、高清水町五輪C遺跡8基、亘理町宮前遺跡8基、金成町佐野遺跡7基、利府町六田遺跡7基、仙台市土手内遺跡20基以上、などがある。また福島県においても同様の性格を持つ土坑が数多く検出されている。現在まで37遺跡、186基以上の検出例が報告され、これらは主に浜通りの北部地域と中通り、会津の一部に見られる。検出数の多い遺跡としては、新地町武井地区遺跡群76基、北原遺跡10基、原田遺跡7基、境A遺跡6基、境B遺跡23基、相馬市善光寺遺跡11基、高田遺跡12基、鹿島町鳥崎古墳群11基などがある。仙台市内では茂庭地区の沼原A遺跡、嶺山C遺跡、町田遺跡や、鴻ノ巣遺跡、松木遺跡、枡江遺跡、郡山遺跡、南小泉遺跡など、検出数は少ないながらも、同様の性格をもった土坑が検出されている。しかしながら土坑の規模、形態、焼け面の状況は様々で、これら全ての土坑が同一目的をもって使用されたというものではない。



第128図 焼壁土坑及び焼土坑の計測図

上新居田遺跡のA型とする土坑は、土坑中より土師器の出土があり、壁面の焼け面が馬蹄形に巡ることにより、煙出し、及び上部構造を想定した土師器などを焼成する窯窓的なものとしている。同様に土器を焼成したとされるものとしては、郡山市広網遺跡検出の「平窯」がある。これら以外の遺跡にも、土坑堆積土中より土器片が出土する例は多いが、いずれも少量で、性格不明としているものも多い。また土坑内より骨片などが出土したことによって、火葬墓としているものがある。松木遺跡、丸森町石神遺跡、柴田町葉坂戸ノ内遺跡では人骨や骨粉が出土しており、また善光寺遺跡では5号土坑から人骨片が出土したことから、一連の土坑を火葬墓としている。善光寺遺跡にみられる土坑の規模は、長軸72~160cm、短軸48~109cmの長方形を主体とするものであり、床面上に厚さ3~5cmの炭化物を多く含む層が見られ、壁面に比して床面の焼け具合は弱いという。飯館村岩下向A遺跡は5基の焼土構造が検出されたうちの一つから鉄塊破片が出土し、9世紀代の精練鍛冶遺構としている。同様に鉄生産に関わる遺跡として、近年多くの木炭焼成遺構を検出した新地町の武井地区遺跡群と、相馬市の国道113号線バイパス関連の調査がある。ここでは合計100基以上の土坑が検出され、その大部分が長方形で、底面上に多量の炭化物を含む層が見られ、焼け面は壁面を一巡するものが多い中、底面まで火熱を受けている例は少ないというものである。木炭の樹種が同遺跡内に多く存在する7~9世紀の炭焼窯出土のものとほぼ一致することから、これらの土坑は簡易な木炭焼成遺構と考えられている。

これまで80を越える遺跡から検出された焼け面のある土坑の時期は、そのほとんどが7世紀

から平安期のものとされている。中には確実に土坑に伴うとされる土器により年代決定されたものや、他の遺構との重複関係により推定されたものもあるが、その多くは堆積土中より土師器片などが出土したことで土坑の年代が与えられた例が多い。

以上の各遺跡検出の土坑を見てみると、本遺跡のものとは焼け面を持つという共通性があるながらも、次のような相違点が見られる。第128図に見られるように、形態は本遺跡が基本的に円形を主体としたものに対して、土坑の性格の明らかな上新田遺跡や武井地区遺跡群など多くは長方形、或いは橢円形を基調としたものである。中には円形、方形を呈するものも認められるが、土坑全般の特徴とは言い難い。方向性についての報告例はあまり多くないが、須恵糠塚遺跡は長方形、橢円形土坑の長軸方向のほとんどが斜面に対して直交し、本遺跡と同様の方向性が認められる一方、大境山遺跡では長方形土坑のうち約半数が直交し、残りはほぼ平行するものとなっている。傾斜地で行われる作業を想定するなら、土坑の構築は作業効率を考えた上で、傾斜に対する方向配置を決めているものと考えられる。土坑の特徴とも言える壁面などの焼け具合については、本遺跡のものは壁面が赤褐色を呈するのに比べて、他例には壁面が還元され青灰色を呈し、その被熱の程度が伺われるものもある。この事は当然のことながら、土坑内焼成物の相違、使用頻度などからくるものである事は十分に考えられる所であろう。

しかしながら、前述した土坑の特徴も性格の解明されている他例との比較において、その状況が極めて類似するものではなく、傍証的な意味あいに於いても本遺跡の焼壁土坑の特徴を理解することは難しい。焼成されたものが未検出な以上、この土坑の性格を考える上で重要なことは土坑自体についてであり、その検討は土坑を形態、規模という計測値の検討に止どまる事無く、これらの要素を踏まえた上で、立地の違いによる形態上の異なりや焼土箇所の検討、堆積土の詳細な観察が行われなくてはならない。焼壁土坑の用途として、先にみたある特別の目的をもったものの可能性は十分に考えられるところだが、それ以外にも土坑内で火をたくという、焚き火的な最も単純な行為によるものとの点からの検討も重要なと思われる。

さらに考えなければならない視点の一つに土坑構築の必然性がある。今回の調査地の場合、館跡内に検出されたとは言っても、周辺にそれらに関わる遺構らしきものは無く、館跡との関連性は認められない。焼土土坑と称される他例の多くが平安期のものと推されているが、本調査に於いてはロクロ使用の土師器片が少量みられる以外に、その頃のものと断定される遺構はみられない。また周辺には、集落跡等の生活域の立地に適した地形は認められない。この事は焼壁土坑は集落域につくられ、使用頻度が高く、常用的性格のものとは必ずしも言えないものと言えるかもしれない。

残念ながら今回の調査においては、木炭の樹種の同定作業をすることは出来なかった。この分析作業により、土坑に対するある程度の理解は進むかもしれない。しかし武井地区の焼土土坑において、土坑の理解があくまでも隣接する多くの木炭窯より出土した木炭と樹種が同じこ

とから推定されたことからも判るように、本遺跡の焼壁土坑も周辺地域による各種遺構の分布、地形的要因も加味した上で幅広い検討を要するものと思われる。全体として検出された遺構の種別がそろ多くなかった中でみられたこの焼壁土坑の在り方は、今後、周辺地域における調査の成果を持つところが大きいと同時に、地域的特徴を示す良好な資料であると言えよう。

4. 堤

江戸幕府の法令で、水をめぐる施設に言及されるとき、一般的な言い方は「堤・川除」であった。特に17世紀中に著しく、18世紀に入る頃からは、これを基本にして他の施設が併記される例がおおい。これは、貯水施設が水利工事の主体であったことを示し、次第にその他の水利施設の重要度が大きくなつていったことが反映されている（塚本 学「用水普請」講座・日本技術の社会史 第6巻『土木』）。

堤は、水防の施設でもあれば、用水の施設でもあった。茂庭周辺に散在する堤もこの目的で築かれたものであろう。

調査区の近辺を記した古地図・史料が2点存在する。

一つは、明治8年、政府が各府県に対し郡村ごとの地誌作成を求めたおりに編纂された「皇国地誌（郡地誌）」のうちの、「陸前国名取郡地誌」（宮城県図書館蔵）である。これには区域・里程・戸数・男女人数・山川・寺社・物産・民業などが記され、明治22年の市制・町村制施行以前の村々の姿を知ることができる。その成立は明治20年を最終としており、明治初年の茂庭村の様子をうかがうことができる。

その付図である茂庭村絵図（巻頭）には、調査区に該当する地点に「空池」の記載があり、その上に「×」印が記されている。かつ「地誌」の本文では「・・池」という記載で堤を表わしているが、「空池」の記載がないことから、絵図を作成した段階では「空池」は存在していたものの、地誌作成の段階では機能しておらず、本文の記載から除去すべき状況になっていたものと理解したい。

また、「空池」という呼称も、堤が決壊して貯水能力がなく、「空」^{カヲ}になっている現況から名付けられたものとも推測され、明治初年には堤の形態は留めていたものの機能は果たしていなかった（=決壊していた）ものと考えられ、1875～1887年当時の状況がうかがえる。

また、文政年間（1818～1830）に描かれた「名取郡北方茂庭村絵図」（宮城県図書館蔵）には、調査区に該当する地点には「堤」などの記載がなく、当時は「空池」はまだ築造されていなかったものとみられる。

したがって、「空池」の築造時期は、文政年間以降、明治初年までと特定でき、19世紀の中頃と捉えられ、ほどなく決壊し、修復されることなく遺棄されたものであろう。